

園田学園中学校高等学校防災・安全規定

1. 「尼崎市」または「西宮市・伊丹市」に警報が発令された場合以下のように対処する

ア. 午前 6 時 30 分現在、兵庫県「尼崎市」または「西宮市・伊丹市」の両市に大雨・洪水・暴風・大雪のいずれかの警報が発令されているときは休校とする。

イ. 以下に該当するときには生徒は登校しなくても良い。

①ア項の他、生徒が在住する地域で各種の警報が発令されており、保護者が登校させることが危険であると判断した時。

②交通機関の途絶などで登校できない時。

ウ. その他

①登校時間までに発令された場合、生徒の登校状況を見極め、始業時間を遅らせる等の措置を講じる。交通機関が正常運行されずに遅刻や欠席した場合は遅刻欠席扱いとしない。

(「出席停止・忌引き等」の日数に加える)

②在校時に発令された場合、天候状況や下校時の交通機関運行状況等を確認の上、通常下校させることを原則とする。その際、放課後の部活動は休止し、また、自習室は開放しない。

③下校時の天候状況により、通常の下校時間を遅らせる場合もある。

④下校時に交通機関運行停止の場合は、保護者に連絡し、迎えに来てもらう。

2. 兵庫県南部に震度5弱以上の地震が発生した場合、以下のように対処する

①前日に発生した場合…翌日は休校とする

②当日午前7時までに発生した場合…当日は休校とする

③登校途中に発生した場合…当日は休校とする。但し、自宅に近い場合は自宅に戻り、学校に近い場合は学校に行く

④在校中に発生した場合…生徒の安全確保に努める

⑤下校途中に発生した場合…翌日は休校とする。自宅に近い場合は自宅に戻り、学校に近い場合は、学校に戻る